

# ○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例

令和2年10月28日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者の定める上級の公務員の面前において、管理者が定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めることができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、改正前の盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第5号）の規定によりなされた行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。